

○厚生労働省告示第四百七十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第二の規定及び別表第三生薬及び動植物成分の規定は、平成二十四年六月二十六日から適用する。

平成二十三年十二月二十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第一中第十六号を第十七号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 イソコナゾール

別表第二中第二百三十三号を第二百六十三号とし、第二百三十二号を第二百六十二号とし、第二百三十一号を第二百五十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百六十 麗沢通気湯

二百六十一 麗沢通気湯加辛夷^い

別表第二中第二百三十号を第二百五十八号とし、第二百十六号から第二百二十九号までを二十八号

ずつ繰り下げ、第二百十五号を第二百四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四十三 麻黄附子細辛湯

別表第二中第二百十四号を第二百四十一号とし、第二百五号から第二百十三号までを二十七号ずつ繰り下げ、第二百四号を第二百三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三十一 茯苓四逆湯

別表第二中第二百三号を第二百二十九号とし、第九十号から第二百二号までを二十六号ずつ繰り下げ、第百八十九号を第二百十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百十五 排膿散及湯

別表第二中第百八十八号を第二百十三号とし、第百六十三号から第百八十七号までを二十五号ずつ繰り下げ、第百六十二号を第百八十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十七 中建中湯

別表第二中第百六十一号を第百八十五号とし、第百四十七号から第百六十号までを二十四号ずつ繰り下げ、第百四十六号を第百六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十 続命湯

別表第二中第百四十五号を第百六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十八 千金内托散

別表第二中第四百四十四号を第百六十六号とし、第四百四十三号を第百六十五号とし、第四百四十二号を第百六十四号とし、第四百四十一号を第百六十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

百六十二 清熱補氣湯

百六十三 清熱補血湯

別表第二中第四百十号を第百六十号とし、第三百三十五号から第三百三十九号までを二十号ずつ繰り下げ、第三百三十四号を第百五十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十四 真武湯

別表第二中第三百三十三号を第百五十二号とし、第二百二十四号から第三百三十二号までを十九号ずつ繰り下げ、第二百二十三号を第百四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十二 小續命湯

別表第二中第二百二十二号を第百四十号とし、第百四号から第二百二十一号までを十八号ずつ繰り下げ、第百三号を第百十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

百十九 紫根牡蛎湯

百二十 滋腎通耳湯

百二十一 滋腎明目湯

別表第二中第百二号を第百十七号とし、第百一号を第百十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十六 四逆湯

別表第二中第百号を第百十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十四 四逆加人参湯

別表第二中第九十九号を第百十二号とし、第六十号から第九十八号までを十三号ずつ繰り下げ、第五十九号を第七十号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十一 桂枝二越婢一湯

七十二 桂枝二越婢一湯加朮附

別表第二中第五十八号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 桂枝芍薬知母湯

別表第二中第五十七号を第六十七号とし、第五十号から第五十六号までを十号ずつ繰り下げ、第四十九号を第五十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十八 桂姜棗草黄辛附湯

五十九 桂枝越婢湯

別表第二中第四十八号を第五十六号とし、第四十七号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五 九味檳榔湯

別表第二中第四十六号を第五十三号とし、第三十七号から第四十五号までを七号ずつ繰り下げ、第三十六号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三 甘露飲

別表第二中第三十五号を第四十一号とし、第三十四号を第四十号とし、第三十三号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 甘草乾姜湯

別表第二中第三十二号を第三十七号とし、第十九号から第三十一号までを五号ずつ繰り下げ、第八号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 解急蜀椒湯

別表第二中第十七号を第二十一号とし、第十一号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第十号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 黄耆桂枝五物湯

別表第二中第九号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 越婢加朮湯

十二 越婢加朮附湯

別表第二中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 烏^う薬順気散

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百四十九号を第二百五十号とし、第十四号から第二百四十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 アンブロキソール

別表第三生薬及び動植物成分の項中第一百七十七号を第一百七十八号とし、第六十三号から第一百七十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六十二号中「ジオウ」の下に、「（別名カンジオウ又はジュクジオウ）」を加え、同号を同項第六十三号とし、同項第六十一号を同項第六十二号とし、同項第三十二号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十一号ただし書中「外用剤、一日量中カンゾウーg未満を含有するもの及び一日量中カンゾウーg以上を含有するもの（甘草乾姜湯^{きやう}、中健中湯及び排膿散^{のう}及湯に限る。）」を「外用剤及び一日量中カンゾウーg未満を含有するもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十二 カントウカ